

李朝における同族共同体の成立と郡県制

——特に同族の『本貫』地としての郡県の性格について——

金 鴻 植

【要約】 本稿は、李朝初期に全面的に改編した郡県制とは、専制王権が実現する地方官制の確立過程である一方、それを「本貫」地としながら自己を形成してくる土姓士族、とくにその同族集団により構成される村落共同体の成長によって規定され、又、それを支えにしたからこそ、その地方支配を全うすることができた行政体制であったことを究明せんとしたものである。

従って、まず、土姓士族の発生経緯やその「共同体」的な性格を吟味したうえに、中央の勲旧勢力に対抗する「留郷所」復立運動を経て、「郷約」「書院」の確立に到るまでの土姓士族（のちには士林派）の政治的・自治的機能の成長について段階的に検討されている。そしてまた、これらの展開のなかには、ほかの鄉村構成員に対する一つの支配機構や体制としての時代的特質がつけに貫かれていた点に注目し、土姓士族の中央官界への持続的志向性と関連して考察されている。

史林 五八卷五号 一九七五年九月

は し が き

郡県制は、三国時代に発生してから李朝末に到るまで行なわれたが、本格的に制度化したのは、高麗朝に入ってからである。

そして、郡県の名称や形式が非常に似ているが、各時代によって郡県制の実体は著しく違っていた。すなわち、郡県が国家権力——中央集権的官僚制——の人民支配のために設けた行政区画である点では基本的に変化がなかったが、その支

配の対象となった土着住民の社会構成はそれぞれの時代で著しく違っていたので、そこに設置される郡県制の性格も当然に違っていくからであった。

さし当って、高麗朝の郡県制と李朝のそれとを比べてみても、地方行政の編成単位であることでは一致しているが、その地方の土着勢力、とりわけ、同族又は村落共同体との対応関係においては非常に異なった様相を示している。高麗朝の郡県制とは、李朝の場合と違って、地方の豪族又は族団をそのまま階層的に編成したものであった^①。即ち、当時の国家権力はまだ、各地方に散在している土豪的郷吏の勢力を抑え切れず、かえってその力を認め、それらを通じて地方の住民を支配しようとした。従って、ごく一部の主要地にしか中央から地方官（「外職」）が派遣されず、残りの各地には当地の土豪郷吏の勢力に応じて〈属〉州・府・郡・県、或いは、部曲・郷・所・村などの名称やそれに準ずる地位及び格式を与える代りに、彼らを当地の租税・力役・貢物などの請負業者として利用する間接的統治方法を取り入れることによって郡県制的支配体制を全うすることができた。

それに対して、李朝初期の郡県制はまず、旧来の伝統的勢力である土豪郷吏層を極力抑制し、彼らの勢力地盤である属県・部曲などを解体して、地方官の駐在する郡県の新しい行政体系のなかに位置づけて再編成するということに主な重点が置かれていた。

そこで、いわば属県制から領県制への移行という、高麗末より李朝初にかけての郡県編成上の変遷や土豪郷吏層の分解及び移動などについてより具体的分析が要求されるが、紙面の関係上、それは別の機会に委ねる。

しかし従来の見解からみても、李朝初における郡県制の合理化は、原則として「外面」から行政的手段によってまず郡県及びその体制的役割を再編し、ついで国家に対する郡県民の適応条件を変化させ、主として租税・力役・貢物といった貢納制的収取体系に対する担当能力を高めるといふ、つまり、各地方に官僚制的支配機構としての「地方官制」を定着させる意味において非常に大きな進展があったことは容易に認められよう。

と言っても、それは決して郡県以下の村落秩序やその構成をも積極的に変革しようとする性質のものではない。即ち、李朝の場合でも、郡県制的支配は村落に対して外部的力としてのみ対応していた点には変りなかった。

というよりも、李朝初からすでにこのような郡県制の外廓機構によって表面的には覆われているが、その蔭に秘んでかえってそれを「内面」から支え、規定している新たに再組織された自律的な秩序が成長しつつあったこと、そしてまた、それが当時の郡県制の合理化を押し進めた一つの主体的要因である事実關係に注目しなければならない。

この場合、まずその一つの手掛りとして李朝時代の村落形成において主導的な役割を果した同族集団を取り上げ、その共同体的な側面を追及し、その歴史的な性格は果していかなるものであるかについて考えてみる必要がある。また、ここではいわゆる「共同体」という言葉を敢えて使うが、その厳密な概念規定の試みは今のところまだ十分深められているとはいえない。ただ十五～六世紀以降、李朝社会において村落の構造が同族集団によって成立している——その村落構成の一部をなす場合も含め——村落については、一応「共同体」として取扱うことにする。従来、同族村落については善生永助の「朝鮮の聚落」(F)をはじめ、金斗憲、四方博、鈴木栄太郎など、諸氏らによる研究がある^②。しかしそれらの諸見解では、同族村落を労働力の再生産基盤として、また、支配階層のために利用された体制であるという——いわゆる「共同体」な側面からみようとすると、李朝における同族「共同体」の歴史的な位置付けの試みや、さらに従来、官僚政治における地方官制の単なる支配体系としてしか認識されていない郡県が、広い意味において同族又は村落共同体の経済的・政治的機能が遂行されうる一つの地域的まとまりとしての特質をもっていることなどについては全く言及されていない。

なお同族村落を「共同体」として取扱おうとする場合には、理論及び実証の両面においてなお解明しなければならない多くの問題があるが、これまでの同族村落に対する認識をあらため、その歴史的な重要性を喚起する意味で、拙稿「李朝における同族共同体の歴史的な性格」(農林業問題研究三十五号一九七三年)において一応ふれておいたので、本稿では主に同族

の本貫地としての郡県性格及びその内部における政治的・自治的機能の成長などについて検討してみることとする。

① 旗田巍「高麗王朝成立期の『府』と豪族」（『法制史研究』十一一九〇年）

② 金斗憲「韓国家族制度研究」（一九六九年、四方博「李朝人口に関する一研究」（京城帝大法文学部編一九三七年『朝鮮社会法制史研究』

所収）、鈴木栄太郎「朝鮮の農村社会集団について」（一九三三年、鈴木・著作集Ⅴ「朝鮮農村社会の研究」所収）など、多くの研究がみられる。

一、土姓士族の形成とその共同体的特質

〔1〕 所でまず、李朝初における郡県制の整備に伴って、郡県以下の村落の状態はどう変っていったかについて考えてみよう。

当時の郡県改編による戸口・田結数などの再配定は、府・大都護府・牧・都護府・郡・県という行政的序列に沿って全体的にかなり整った内容である。そして郡県以下の下級行政単位としては、高麗郡県制の遺制であった属県・部曲・郷・所などのような不合理的な「任内」（土着郷吏による統治地域）を撤廃する代りに、一応、面里制度を採用した。『経国大典』卷二戸典戸籍条に、

京外、以五戸為一統、有統主、外則每五統、有里正、每一面、有勸農官（地戸多則量加）、京則每一坊、有管領、とある規定によれば、五戸を一統に（いわゆる「五家作統法」）、五統を一里に、そして数カ処の里を合せて面とし、それぞれに統主・里正・勸農官が置かれていた。

また、正祖十三年己酉式年の『戸口総数』によると、当時の慶尚道七一官のもとには、面が八一九カ処、里が八、七六〇カ処とあって、平均的に一郡県当り十余面、又、一面当り十余里となっていた。しかし実際、その面・里の数は郡県によって同級の郡・県であっても大きな隔差を示しており、また、郡より下級の県が、都護府より下級の郡が上級の前者よりもはるかに多い面や里をもっている例すらみられる。

即ち、面数が各官によって、里数が各面によって三、四カ処から三十余カ処に至るまで大きく違った様相を示していたことは、当時の面や里がいかにも不齊合な行政単位であり、又、いかにも平準化されていなかったかを如実に物語る。これは、当時の戸は全部自然戸からなっており、面以下の里・洞・社・村の場合も実のところ自然村に何らかの行政的修正を加えず、そのありのままを行政村として編成していることを意味する。そしてまた、面の場合も、『輿地図書』（英祖三十五年）の坊里条によれば、このような自然村の数カ処を合せた地域単位で、その多くは各郡県の官府を中心にして四方に分散され、東面・西面・南面・北面などと呼ばれているに過ぎなかった。なお、初期の『世宗実録地理誌』又は後期の『輿地図書』に至る諸邑誌には、郡県ごとにのみ田結・戸口数及びそれに応じて賦課する田税・貢賦・軍丁の定額が明示されており、これを基礎にして当時の貢納制的収取体系は成り立つのであった。

つまり、李朝国家は郡県を収取単位としていたのであって、ついに最後まで村落を賦課単位とすることはなかった。このことは、郡県以下の村落を郡県のように行政区画化して把握する必要性がなかったためであると思われる。というよりも、別個の存在たる農民の作り出した自然的な村落を、生産及び自治活動に直接干与せず外から利用し、郡県支配の対象としてその行政的傘下に編入しておけばよいのであった。自然村をありのまま行政村としていたことは、初期の郡県制的支配における基本的特質であるが、これは末期に至るまでも解消されるものではなかった。^①

このように、郡県制的支配が村落内部での生産及び自治活動には直接に干与しようとしなかったことは、初期の実録記事の中にもよく示されている。例えば、「…其略曰、勸農之要、在築堤堰、守令皆帶勸農之職、不急乎此堤堰者、所以備旱源也、乞下令州・府・郡・県、択其郷閭良官廉幹者、定為勸農官」（太祖実録四年六月辛酉条）とあるように、堤堰・灌漑などを管理する勸農職は本来、地方守令の職務となっていたが、国初から在郷の閑良品官に置き替られ、面単位の行政がまかされていた。また、「…今後各官里正長、択差有職有識者、常加告其教」（世宗実録二十年三月戊戌条）とあって、里正も村の有職有識者に委ねられていたことが知られる。

他方、面や里の支配権が郷村の「閑良品官」・「有職有識者」などという新たな階層によって握られたことは、高麗時代からの旧い村落秩序及び構成の崩壊をも意味するものであったと考えられる。即ち、高麗朝の郷村社会はまずその構成分子としての個々の自然村がまだ独自の生産的又は自治的機能を遂行する程の規模や集団になっておらず、幾つかの自然村を合せた一定の地域、さらには、それらの数カ処からなる郡又は県にその地盤をもつ村落秩序、とりわけ、一種の祀仏行事を行なう「香徒」という共同体的組織が形成されており、又、それを主宰する土豪的郷吏——地域村は大小の長吏、郡県はこれらが集まり最高職の「戸長」を中心にして運営する「郡司」などと呼ばれる長吏自治機構——によって統治されていた^②。これらの村落構成は高麗初から姓氏が一般民間に広く普及していたから、おそらく高麗中期までも血縁的紐帯による氏族（＝同姓）共同体からなっていたと思われる。が、それは土地私有をその基礎として成り立つものでなく、嫡長子を以て代表される共同所有^③、そして共同体の成員であることが土地領有の前提となる上、氏族成員相互の交渉によって共同社会の必要とその名譽などのために共有の本拠地を確保することによって成立し得たものであった。つまり、香徒組織の挙郡（県）的性格及び属郡・県・郷・所・部曲などにみられる高麗郡県制の特徴が戸口や耕地面積にその基準をおく合理的な行政的編成でなく、専ら住民の身分差を重視した階層的編成であることなどはこのような当時の氏族共同体による時代的産物であったといえよう。

しかし高麗後期からの一連の社会経済的変革、その中でもとくに農莊制の発達は、氏族共同体による土地共有を止揚し、土地の個別的所有を促進していく。というよりも多くの氏族集団は最初の本拠地から離れてよその土地を占有し、又、各成員の財産が事実上共同労働によってのみ利用されることも少なくなつて、旧来の自然発生的な姓氏集団の性格も薄らぎ、その土地共有をそれ以上維持しえなくなつたからである。従つて、農莊の発生は本質的に彼らに新しい労働条件を与えるきっかけとなり、それによって土地の個別的経営が成立する条件が熟していくのであった。

そうした結果、李朝初にはもはや嫡長子相続によって規制される土地共有は解体されると同時に、『科田法』には土地

の分割相続が定められ、又それに基礎づけられた個別的占有や経営も次第に保障されるようになる。^⑤

他方、香徒の場合は率郡（県）的な規模で行なう祀仏団体としての性格を棄て、山川神・城隍神などのために祭る祀神香徒に変わり、又、その範囲も李朝初には「里」という独自の村名をもつ程までに成長した自然村に限るものとなった。^⑦しかも初期郡県制の合理的改編とはまず準賤民集団である部曲・郷・所らの住民を郡県民（或いは良民）にするとともに、高麗農莊制の地盤たる広大な私田を抑制して公田の拡張を図る科田法の実施に当って、旧来の氏族共同体の崩壊により分解され、農莊内部に吸収された氏族成員、即ち、いわゆる「庄良為賤」者や莊客・処干らの準奴婢群も奴婢弁正事業・辺方徙民及び屯田策などを通じて一般の民戸（良民）に再編する過程でもあった。^⑧いうまでもなく、これらの政策は土地兼併による大土地所有の発生及び自立しえない零細農の流離を防ぎ、より多くの担税能力のある封建的小農民を確保しようとする中央集権的収取体系の確立のためには必要不可欠な前提条件でもあった。いうならば、貢納制のもとでの良民化『小農化政策を意図した郡県の改編はまた、当時の土地経営上にも一定の影響を及ぼし、主に奴婢や準賤民集団の隸属的労働力に依存している農莊などのような大規模経営の発達を大きく阻止したのである。このことはまた、当時の農業生産力の水準からみて多くの奴婢労働を抱えた大規模経営を行なうよりも独立の小農民経営にもとづく、いわば「並作半収」制を用いる方が有利であればこそでもある。

実際、李朝初から農莊制の内部にはもはや並作制がみられることもあり、給養しなくてはならない奴婢的労働力ばかりを利用する大経営の発展には自ら限界があった。

その半面、郡県民（良民）に編成された多くの小農民は各々自己分担の耕地にできるだけの労働量を投下して集約的な個別経営を行うことが次第に可能となったこのように初期の郡県制改編という事柄の中にも、独立の小農民経営を促進する一つの条件が見出される。

では、これらの小農民は郡県以下の面・里に形成される新たな村落の構成員として、どのようにその再生産を安定して、

又、どのような郷村秩序——再組織される共同体的関係——のもとに置かれるようになったかについて考えよう。

〔2〕 まず、これらの農民の存在形態を、『世宗実録地理志』姓氏条の分析を通じて検討してみることにする。同地理志には「土姓」・「来姓」・「続姓」・「亡姓」・「属姓」・「入鎮姓」・「村落姓」・「部曲姓」など、多数の姓氏種目がみられるが、

〔表1〕

種目郡	県別			計
	郡	属	部曲・郷	
土姓	三三五	一八七	五八	五八〇
来姓	八七	三六	五	一二八
続姓	七四	三七	三五	一四六
計	四九六	二六〇	九八	八五四

* 注・ほかに、亡姓16・村姓3・投化姓4・賜姓28・百姓姓4・人吏姓1・次姓2がみられる。

ここで主要な姓氏はまず「土姓」と「続姓」そして「来姓」である。とくに属県・部曲・郷・所などの高麗郡県制の遺制が一番多く残存している、「慶尚道」の姓氏条を種目別に分類してその姓氏数をみると、

〈表1〉の通りである。

「土姓」についてみると、郡県整備がほぼ完了する当時にはすでにある村に定着していた姓氏集団として、その村が所属している郡県の姓氏条に登録されていた。そして土姓集団の成員やその子孫は彼らの実際の居住地に関係なく、原則としては同じ種族（「同姓」）、及び、同じ地域（「本貫」）にとどまっていた。これが、いわば《同姓同本》と呼ばれるもので、高麗前期までの氏族的種族とは違って、むしろ地域的種族といべき再組織された同族集団である。

勿論、土姓集団が同姓一族からなる点では氏族集団と変りないが、氏族の場合のような自然発生的・無定形の群的共存形態でなく、基本的に地方を郡・県や属県などに区分するのに悉く対応しており、血縁関係においても親等的組織として親子関係数^⑨（世代数の算定による血縁関係「出自関係の遠近親疎」）によって階層的に構成されている集団であった。

次に、土姓は同地理志の記録から推測する限り、高麗郡県の支配姓氏集団である「人吏姓」・「百姓姓」より分化・上昇した、李朝時代の土族姓である。同地理志にも人吏姓・百姓姓についての記録はもはや多く残されていないが、南原・福興等地については例外的に示されている。例えば、南原都護府の姓氏条に記されている十四姓氏のなかには土姓が十一姓あるが、その内訳をみると、人吏姓三（梁・鄭・晋）、百姓姓八（尹・楊・甄・皇甫・廉・裴・柳・黄）から構成されている。

又、福興県（属県）の七姓氏にはまず福興姓（＝土姓）二姓あるが、全部人吏姓（林・趙）であり、残りの五姓は亡姓となっている。即ち、「凡称亡姓、謂古籍所有而今無者」（同志・京畿道広卅条）とあるように、古籍には存在したが、同地理志の当時にはすでになくなった姓氏であるが、その中には人吏姓二（芮・扈）、百姓姓三（李・廉・景）と記されている。もとより、「人吏」とは高麗朝の郷吏の最上層を形成していた戸長層を指すものであり、又、「百姓」は村長・村正とも呼ばれ、郷吏と同様、地方の土豪階級で中央官界にも進出している身分であった。^{①②}つまり、人吏姓と百姓姓は高麗時代の郡県及び部曲・郷・所などを支配していた姓氏集団であったが、李朝初にはみられなくなった旧来の支配姓氏であった。南原・福興の例のように、土姓＝人吏・百姓姓となつてゐるところは稀であつて、ほかに残されてゐた丹密・八莒・巨濟県及び平海郡の場合には、人吏姓・百姓姓が土姓とは別途に記されている。これらの地域を除いては、この両姓は全く発見できない。このことは、同地理志の刊行段階には人吏・百姓姓のような支配姓氏集団は分解され、その一部は土姓士族に上昇し、残りは殆どそのまま郷吏に止まつてゐたことを意味するものと解される。

例えば、前記の南原都護府姓氏条にある人吏姓・百姓姓からなる土姓は、中宗朝の『新增東国輿地勝覧』には全部「本府」姓氏と記されている。人吏姓の中の一姓である梁氏は、「南原梁氏」という土姓士族となり、同勝覧・南原都護府の人物条を見ると、南原梁氏として高麗末期の梁瑞麟は「府吏」となつてゐるが、彼の子孫である梁誠之・梁順石などは李朝初期の中央高級官吏で士大夫階層になつてゐることが知られる。このような実例は李朝初期の官吏層の中から、数多く見付けられる。^③

また、高麗末の郷吏が士族に上昇する経路としては科挙及第・軍功などが予想されるが、やはり最も一般的方法是科挙を通じてである。

他方、土姓士族に上昇し得なかつた郷吏は「表一」にあるように、例外なく「続姓」と記されている。又、続姓は、「凡自他州来居、而本籍不可考者、只註来、或云続、或云属」（新增東国輿地勝覧開城府上・姓氏条）とあるによると、来姓・

属姓とともに他州から移住してきた姓氏で、本邑を「本貫」としない異本姓である。

なお、『世宗実録地理志』より約二十余年前に刊行された『慶尚道地理志』には僅かな数の来姓を除いては土姓しか記載していない。これを見ると、続姓はおそらくこの時期の前後に新しく成立した郷吏姓であったと考えられる。

即ち、大規模な李朝郡県制の整備過程のなかで、郷吏は従来統治者の地位から貶され、地方官府における下級行政実務者として定着するようになり、ついにその姓氏も李朝初から士族として各郡県での支配姓氏になりつつあった「土姓」とは区別されるところの「続姓」というより低い社会的身分となったわけである。

では、〈表Ⅰ〉にもとづいて、当時、慶尚道の各郡県に分布している姓氏集団の内容について考えてみよう。

⑧まず、土姓についてみると、全土姓数の57・8%が郡県に集中し、当時の郡県に居住している来姓・続姓数の二倍以上にもなる、全居住姓氏数の67・5%という圧倒的部分を占めている。次に属県の居住姓氏数の71・9%を、部曲・郷所の居住姓氏の59・2%を各々占め、郡県改編に伴ない各地にも土姓が有力な集団となりつつある。なお、この現象はのちに属県・部曲などが各県傘下の面・里に編入されていくにつれ一層促進される。

⑨それに対して郷吏集団である「続姓」は、郡県では全居住姓数の14・9%、属県でも15・4%にまで追い詰められているが、未だ、旧来の残存地区である部曲・郷などではその余力をみせ、全体の35・7%をも占めている。

⑩この時期には土姓と違って、外部から移住してきた来姓と続姓が占める比率は、郡県・属県・部曲などを合せても全体の三割程度にしか到っていない。また、土姓より有力な立場を保っていたとみえるところをみても、来姓については全く見当らず、続姓についてののみ、属県六、部曲・郷・所十七カ処ほどが数えられる。この事実だけをみても、李朝初期から各郡県はそれを「本貫」とする土姓集団によって基本的には構成されていたことや、郡県以下の村落も主としてこの土姓集団の形成によるものであることがわかる。

〔3〕 姓氏集団に対応する地域である「本貫」の性格を具体的に論じたものとしては、李朝後期の李重換の「扱里志」

がある。

自新羅末、通中国而始制姓氏、然只仕官士族略有之、民庶則皆無也、至高麗、混一三韓、而始做中国氏族、領姓於八路、而人皆有姓、然未領姓之前、派族各異、故但扶同貫、而為姓、若他邑則姓雖同、不以為族、(同八域志四民總論より)

これによると、姓氏は新羅末から仕官士族によって用いられ、姓種のみでその階級性を表わしたが、高麗時代に入ると庶民に至るまで普及し、同族でなくても同姓となる場合が多くあるので、姓氏に「本貫」を持たせることで同族の標識を明確にすることになった。それで同族集団の身分性は本貫によって知られることとなった。つまり、同姓族に多くの分派が生じた結果、そのあいだには階級的差異も生まれることになり、従って、各同族は自分の出郷地を以て本貫とすることその身分的立場を表わすことになったと思われる。

とくに李朝初になると、各地方が郡や県などに悉く区分されるにより、それに対応して各同族の本貫は本格的に定着するようになり、それが『世宗実録地理志』の姓氏には「土姓」として具体化されたのである。

そこで、このような同族集団がもつ姓氏と本貫の内容について検討してみよう。李朝末期における同族村落の数は全国的に約一万五千方処に達していたといわれる^③。その中に、慶尚道だけで全体の約三割にもなる三、七五七カ処の同族村落が存在していた。それを、『朝鮮の姓』(朝鮮總督府編二五―三三頁)慶尚道篇を以て分類してみると、姓氏数が95姓で、その本貫数は一六九カ処である。その本貫を道・郡県別に整理作成してみると、〈表Ⅱ〉の通りである。これによれば、同族村落の本貫地は、全体の約2%の村落が属県(廢県一)20カ処を本貫としているほかには、すべての村が府・大都護府・牧・都護府・郡・県一三九カ処の郡県地に対応している。そしてまた、同族集団の出郷地及び中始祖の発祥地を本貫とする場合には、基本的に当時の郡県名を取るが、その中には郡県の別名や旧名を用いる場合もみられる。例えば、「星州」牧の場合はほかにも「星山」・「碧珍」・「新安」・「京山」・「広平」などという郡県名をもっており、又、それぞれ同族の本貫名として使われている。これは郡県の昇降及び再編による郡名の變更に應じて、その時に形成した同族が各々それ

度々、外来した同族集団が長期にわたってその地方に定住した場合、当地名を取って改めて本貫とする例すら現われるようになり、それがのちの「同姓異本」の原因となった。例えば、曹氏は「昌寧曹氏」、田氏は「潭陽田氏」と言った一本の姓氏「単一本貫であるにもかかわらず、実際『朝鮮の姓』には百以上の本貫名が報告されていることをみてもその経緯が知られる。

〔表Ⅱ〕同族村落の本貫の道及び郡県級別分布

道 別	郡県級	府	大 都 護 府	牧	都 護 府	郡	県	属県	計
慶尚本道		1	2	3	14	9	24	9(+1)	63
京畿道		2	—	3	6	6	4	4	25
忠清道		—	—	2	1	7	10	2	22
全羅道		1	—	4	5	2	7	1	20
江原道		—	1	1	3	2	2	2	11
黄海道		—	—	2	5	5	3	1	16
その他(平安道)		1	—	—	1	—	—	—	2
計		5	3	15	35	31	50	20	159 (+10)

* 注・このほかの十カ処は郡県の特殊な別名なので確認できなかった。しかし村数は全体の1%未満（32カ村）なので問題はないと思う。郡県等級は「輿地圖書」による。

を本貫名としたためであると考えられる。

また、この同族村落は、二つの類型に分けられる。一つは、《一》本貫名と現在地名（『所属郡県名』）が同一である同族村落であり、《二》もう一つは本貫地から離れて現在地に定住した同族村落である。前者の例を慶尚道の中に求めると、全村数の11・5%を占める四三〇カ村がそれに該当する。その中でも、安東では同族村一八六の中で六一カ村が安東を、又、慶州の一三五の中の五八カ村が慶州をそれぞれの本貫としているのに反して、河東のように一〇五カ処の同族村の中に第一類型の村が一カ処しか残っていない例もみられる。即ち、有力な郡邑として早くから設置された大郡県には、それを本貫とする同族村が多いし、又、本邑にも多くの第一類型の村が存続していることが知られる。同一の郡県の内に第一・第二の二つの類型の同族村がある場合、普通、前者を「土班」、後者を「客班」「寓班」と呼んでいるが、この土班が初期に形成した土姓土族を意味しており、又、初期の同族村落は殆ど土姓集団による第一類型の例である。さらにその地方では土班の方は客班より有力な立場にあったのが一般的である。そして

初期の『世宗実録地理志』から中宗朝の『新增東国輿地勝覧』にまではその姓氏条に土姓数が圧倒的な優位を示しているが、後期の英祖朝の『輿地圖書』の姓氏条をみると、大部分の郡県には「新增」した移住姓氏が大量に記載されている。例えば、晋州牧の姓氏条には、『勝覧』のときまでは28姓氏があつてその内容は土姓（本州七・属県十四・廢県一・部曲二）24、続姓2、来姓2からなっていたが、『輿地』のときになると、それに42姓の外來姓が新增条で添加されている。つまり、前期より後期に到ると、第一類型より第二類型の比重が郡県ごとに増大していくのである。このことを〈表Ⅱ〉を以てより具体的に立ち入ってみると、慶尚道の場合、同族村落の本貫は、全体の72%村が本道の53カ郡県と10カ処の属県の名を取っている。そして残りの28%は、京畿道25（のち属県4）、忠清道22（のち属県2）、全羅道20（のち属県1）、江原道11（のち属県2）、黄海道16（のち属県1）、平安道2カ処からなる他道の郡県をそれぞれの本貫としている。従つて、第一類型村の約12%を除くと、第二類型村の約六割は本道内から移住してきた同族村落であり、残りの三割が他道からきたものである。

又、その分布状況を見ると、主に本貫地を求心点として近接している郡県に分散している。例えば「安東權氏」の道内分布についてみると安東を中心とする慶尚北道に權氏村96カ処の中の79カ村が、「密陽朴氏」の場合には、密陽を中心とする慶尚南道に朴氏村二九八カ処の中の一六七カ処が集中しているのである。

〔4〕ところで、同族の本貫は、「中始祖」の発祥地であるのが常例である。中始祖とは当時の官僚社会における名士、即ち、大学者又は大政治家からなっている。いわば、国家への功績により功臣田や賜田を受けた者或いは碩学巨儒としてある地方に定着したり、或いは、一世の政治家又は武將として功成り名遂げて帰郷した者などが同族村の中始祖となっているのである。つまり、これは当時の同族集団形成の精神的基盤である祖先崇拜の觀念が専ら血統の繼承という意味ばかりでなく、むしろ祖先の業績を名誉視することによって一層深化していることを示す。觀念的には有力な同族には有力な祖先の靈が宿っているという内容においてカリスマがあると考えられたからである。そしてその結果として、ある人物が

一定の位の官職につく資格を持つのは、彼が高貴な同族の一員であり、その中の世襲的家格をもつ家族に所属しているからであると認識されていた。

従って、初期の土姓士族による同族集団は本質的に「宗族組織」であった。高麗末までは宗法の施行範囲はごく一部の士族に限られており、実際それも宗法の原則に沿うものではなかった。^⑭

そして世宗朝になって士族の家祭儀が具体的に論議されてから、一応、宗支の区別、宗子の尊嚴及び宗族組織の共同活動を主宰する一門の長老としての宗長又は門長の権限などが次第に明白にされる。^⑮この時期から土姓集団もようやく宗族組織としての本格的活動を示しはじめるが、その主な内容を見ると、(1)祖先を祭る家廟の建立、^⑯(2)家譜・族譜などの編纂、^⑰(3)祭位田及び義庄などを含む門中財産の設置などがそれである。善生永助の『朝鮮の聚落』(下)に報告されている「著名同族村落」一、一三三カ処の中でその成立年代が確認できる九二八カ村を年代別に分析してみると、同族村の93%が李朝になってから形成され、又、その中の約九割は『家礼』の実施が本格化される十六世紀初以降から成立している事実をみても宗法思想と同族組織との密接な関連性が窺われる。

即ち、高麗末まで一つの地方に共に住みついて、ただそれだけで強力な結集力をみせなかった同族も宗法に従い、家廟を立てそれを支えるための門中共有の族田を形成することによって、そこからの収益、或いは、同族成員が直接それを耕すことによって同族的互助が果されるとともに新しい同族的所有も成り立つようになった。従って、このような同族村落の本質を血縁的關係においてのみ捉え、同族成員の経済的な相互關係やその中の階級支配をめぐる政治的機能を見失っては、当時の同族結集の契機やその歴史的な性格を理解することが困難である。まず、本質が同族の分支（派）の始源を明らかにするところから、その中始祖の発祥地を以て表示することになったのは現実的には門閥の優越性、とりわけ、両班士族の身分であることを証明するためであった。というよりも、中央官界への進出によって得られた身分的特権——例えば審役の免除など——が官僚個人ないしはその家族ばかりでなく、さらに広い一族にも利用される性質のもので

あるからであった。^②

最近、川島藤也氏の「文化柳氏にみられる氏族の移動とその性格」という、非常に興味深い実証研究が発表されている。^③これによれば、同族（文化柳氏）の移動は李朝初期には科擧合格者や官吏登用者とその子孫の一部によって盛行するが、それは官僚として功をなすことが土地の確保、拡充につながり、自ら又は子孫は何らかの形でその土地におもむき、管理し、或いは世襲化したからであったと、指摘されている。初期の土姓士族は王朝と官僚体制に仕えることを最大の使命として認識していたし、逆に官人的特権を同族内部に存続させる目的からも、同族中の優秀な子弟を後援して科擧に応試させ、できるだけ多くの同族成員を中央官界に送り込むことが同族村のもつ一つの共同の課題であった。

この点で土姓士族の性格は従来の土着的郷吏とは本質的に異なるものであった。即ち、土姓士族は何代を経ても一人の官吏や文人が輩出されないで身分的特権を確保できないと、社会的権威や経済的利益を失い、その集団は次第に滅びていく。このことにおいて土姓士族と官僚制とは不可分の関係にあった。

例えば、各地理志の姓氏と人物条などを通じてこの傾向を検討してみると次の通りである。ここでも晋州の場合についてみることにする。(C)『朝鮮の姓』の報告によれば、六〇の同姓同本が二一六カ村を形成している。その中に、まず、(A)『世宗実録地理志』から『新增東国輿地勝覧』までの姓氏条に載っている土姓としては、「晋州姜氏」26（本貫名では晋州11・晋陽14・晋城1）、「晋州河氏」10（晋州3・晋陽7）、「晋州鄭氏」13（晋州4・晋陽9）カ村がみえる。次に、(B)『輿地圖書』の当時までの新增姓氏条に記してある外来姓の中から二二の同姓同本が約八〇カ村を形成している。そして残りの三十余カ村はほかの三四の同姓同本からなっているものである。

つまり、世宗朝前後からの土姓士族の中で末期まで同族村を確保して拡張しつづけた姓氏は、前記の姜・河・鄭氏の三姓しかなく、ほかの土姓、とくに晋州牧傘下の属県・部曲名を本貫とした姓氏は『朝鮮の姓』の報告には一つも見当らない。それより中宗朝から移ってきた諸姓氏はその半数ほどが定着しその勢力を拡張していた。勿論、移住当時には有力だ

った『輿地図書』中の姓氏が『朝鮮の姓』の時期になると消滅している例も少くない。ともかく、世宗朝から李朝末期に至るまでに百以上の姓氏集団が出入りし、その中で世宗朝の頃からは三つの土姓、『輿地図書』以前からは二十余姓の外來姓が晋州傘下の大部分の村を掌握していたことは明らかである。なぜ、これらの姓氏のみ長期にわたって存続しえたのか。

そこで、『輿地図書』の人物・寓居条、『嶺南人物考』^②及び『国朝榜目』などを借りて晋州が輩出した官吏や文士を分類してみると、まず、国初から中宗期までは上記の河・鄭・姜氏の三姓氏の出身者によって独占され、ほかには晋州柳氏・海州鄭氏・杞溪俞氏からなる数人の他姓出身者がみえるだけであった。しかし中宗朝以降からはその様相が変わり、三姓氏から登用される官吏数は初期に比べていくらか少くなるが、しかし長い間を置かず継続的に輩出しているのがその特徴である。それに対して『輿地』の新増姓氏条に載っている全義李氏、文化柳氏、昌寧成氏・趙氏、泰安朴氏、咸陽吳氏、河東鄭氏などからなる多くの外來姓出身の官吏や文士の数が大幅に伸びている。これをみても同族村の形成がいかに当時の官僚制と密接に関連していたかを知ることができよう。

〔5〕ところで、このように中央官界への進出を全面的に志向する土姓士族は、郷村内部においていかなる地方的役割を担い、又、どう郷村構成員たる小農民経営を安定させ、郷村秩序を確立していたのか。即ち、小農民経営の独立性と村落生活の中心としての同族共同体はいかなる特質をもっており、それがもつ生産関係はいかなるものであり、その矛盾は何であったか。

まず第一に、土姓士族を中核とする同族村は広い意味での政治的・自治的機能をもつ「村落共同体」として現われている。宗規・洞約及び郷約をきめ、宗中会或いは留郷所などを設け、門長（郷長）を選出し、また、守令及び郷吏の不法行為に反対し、書院などを建て同族の子弟を教育し、なお且つ、同門を集めることにより、ある政治問題に対しては、いわば儒林組織などを形成すること、などである。この問題については次節で、とくに「留郷所」・「郷約」・「書院」などの検

討を通じて考察してみよう。

ここでは、それよりも同族共同体は一つの支配団体であること、即ち、地代徴収のような搾取関係を代行し、また、郷村構成員の不平等的身分秩序を存続させるための機能を保持していたことに注目したい。前述したように、李朝初期の農民はつねに内部に多様の階層と身分を含んでいたが、それをそのまま内部制度化しながら、全体としていわゆる村落自治を形成するのが、土姓士族による同族共同体の政治的機能であったといえよう。

この機能は勿論、一定の生産的機能にその地盤をもっている。同族共同体にはまず、共有地や山林・水利施設の共同管理があり、それに伴って共同労働組織による一定の耕作規制も行われる。しかしそれは、多くの場合、すべてにわたって全村的であるわけではない。あるいは山林の、あるいは水利の、それぞれについての家父長制的及び同里的共同組織が主に「契」を通じて大小様々な単位組織として重複しながら存在し、しばしば、全村的規模の地域的共同組織もある、という特質をもっている。従って、同族共同体はそれらの諸生産組織が適当地域的広がりとしてまとまる範囲で、それらの集結体としてときには調整の役割を担って成立している。とくに共有山林・水利などの共同組織と言っても高麗前期における集团的所有の名残りは残っていない。

李朝初期以降の同族共同体はまず、「私有」——地主の土地に対する所有権、農民の土地耕作その他の利益権、農具・家屋その他の所有権などとして現われる財産の私有——が、すべての共有関係を規制しているのであり、「共同」はその前提の上でのことである。即ち、まず私有及び私的占有があって、そうした小経営がそれぞれの独立性や再生産を存続していくための補足物として、共同組織ないし村落共同体があるに過ぎない。その為、共同体は成員の小経営が自給しているように応急的な相互扶助の機能を常に優先させており、実際、それが宗約、洞契及び郷約の最大の課題でもあった。一言でいえば、同族共同体は、小農民経営の再生産が維持できるように、当時の生産手段と労働条件を保証しようとする、いわば、初期から支配的生産関係になりつつあった土地私有に基づく並作制経営をその経済的本質とし、又、それに

対応する政治的——一つの支配機構としての——役割のゆえに、その共同体成立の起点があった。この点については、拙稿「李朝における同族共同体の歴史的 성격」（『農林業問題研究第三五号一九七三・十二月』）を参照されたい。

- ① 例えば、英祖朝の柳壽垣が、当時の面里制度を中国の里甲制に比べながら、「竊里之制、自唐貞觀而始、至今遵用、而吾東昧不知、徒以一大村為里、何能稽査民數」（『迂書』第六冊論戸口格式条）と指摘しているのもこのためである。
- ② これについては、崔南善の『故事通』、李佑成「麗代百姓考」（『歴史学報14一九六一年』、武田幸男「淨兜寺五層石塔造成形止記の研究」（『朝鮮学報25一九六二年』、李泰鎮「醴泉開心寺石塔記の分析」（『歴史学報53・五四合輯号・一九七二年』）などが詳しい。
- ③ 旗田巖「高麗に於ける土地の嫡長子相続と奴婢の子女均分相続」（『東洋文化第二十二号・一九五七年』）
- ④ 詳しくは、金龍徳「郷・所・部曲攷」（『白雲閣博士還甲記念・国学論叢一九五四年』）又は、旗田「高麗時代の賤民制度『部曲』について」（『和田博士還甲記念東洋史論叢一九五一年』）などを参照されたい。
- ⑤ 例えば、科田法の条文には、「分父母母田者、原卷納貢、朱筆標注其上曰、某子某孫所受、仍何銷之、原卷還長子」と父母田の分割が認められている。又、「経国大典」巻五刑典私賤条を参照。
- ⑥ 「高麗史」（巻七八・食貨志一田制科田法）、又は、姜晉哲「韓国土地制度史」（一九六五年）（b）参照。
- ⑦ 李佑成の前掲論文・李泰鎮「士林派の留郷所復立運動」（『震檀学報三十四号一九七二年』）
- ⑧ 拙稿「李朝初期における並作制成立の歴史的條件」（『東洋史研究三十三巻二・四号』）
- ⑨ 金斗憲『韓國家族制度研究』（一九六七年）一〇三〜四頁
- ⑩ 金光洙「高麗時代の胥吏職」（『韓國史研究四』一九六九年）
- ⑪ 李佑成の前掲論文参照
- ⑫ 李朝初期の名士である、申叔舟・尹淮・尹祥・金宗直・尹孝孫など、高麗末の郷吏（又は百姓）家門出身者が多くみられる。
- ⑬ 善生永助「朝鮮の聚落」（後）（『朝鮮総督府編調査資料第四十一輯・生活状態調査其八』一九三五年）
- ⑭ 「文獻備考」礼考三十三・私祭礼
- ⑮ 「世宗実録」十年九月癸亥条
- ⑯ 金斗憲の前掲書又は稲葉忠吉「麗末鮮初に於ける家礼伝来及其意義」（『青丘学叢23一九三六年』）などを参照
- ⑰ 「李濟臣曰、鄒圖隱廬墓側立家廟之後、我朝士族無効之、而国初家廟猶未盛、自經己卯諸賢申正世道、而為士家者、無不立廟云」（『文獻備考礼考三十三私祭礼』）
- ⑱ 例えば、文化柳氏忠景公派譜序に、「同姓同譜、是知百世致親之義、則豈宜以世疎族繁、分派為異譜也哉；今以忠景公為中始祖、合錄其子孫、別為一譜……とあるによつても、当時の族譜の性格の一端が窺われる。
- ⑲ 「其尊供薦乎者、則曰祭田、兼贍貧乏者、曰義田、皆族産也」（『桂林張氏家乘族産条』）
- ⑳ 国初から李朝権力は、徭役者の整備のために壮丁の本貫詐称を禁じ、又、科挙应试者には必らず本貫及び四代祖の名を記して試院に提出することを命じていた。さらに、戸籍の様式には土庶を問わず、本人及びその妻の本貫と四代祖を記載することが法令化した。（『経国大典』三礼典戸口条）
- ㉑ 朝鮮学報第70輯（一九七四・一）、ハーバード大・燕京図書館所蔵

の文化柳氏世譜（一八〇三年序文丁巳譜二十七卷）を資料とした実証的研究である。

② 後期の正祖時に、蔡弘遠などの十余人により執筆された嶺南（慶尚道）出身人物六五五名についての記録である。

二、初期の留郷所設置の社会的背景

〔1〕 最初の留郷所についての記録としては、太宗実録六年六月丁巳条に、

州府郡県、各有守令、郷愿好事之徒、置留郷所、無時羣聚、詆毀守令、進退人物、侵漁百姓、甚於郷吏、乞皆革去、以除積弊。

とある。この記事によれば、国初からすでに各郡県には在郷品官の集合体として留郷所^①が設けられ、守令の權威を毀損し、前朝の郷吏と同様、郷民を討索するという理由で、その革罷が陳言されていたことが知られる。

即ち、この国初の留郷所はその社会的性格からみて、なお土豪的性格が強くて、いうならば、高麗時代の土豪的郷吏による村落統治機構である郡司などに非常に似たものであったようである。^②それは、まず、国初からしばらく郡県の昇降・統合のためにその境界がなお不確定で、それを本貫とする土姓土族の形成やそれによる共同体的秩序も未確立であったことによるものである。というよりも、当時の土姓土族それ自体がまだ高麗末期の土豪郷吏及びその後裔である添設職出身又は前銜品官（或いは、閑良・留郷品官）からなっていて、^③従来の郷吏性格を完全に切り捨てていないからであった。従って、郷吏集団による挙郡的秩序——とくに祀仏団体としての香徒——は自然村の成長とその構成員の大移動という、村落構造上の変化とともに消え去るが、改編されつつある郡県の中には「里」という行政単位として定着した自然村を単位とし、とくに家礼の実施以前までは各自の守護神のための祀神団体としての香徒を結成してそれなりの共同体的秩序がなお存続したのもこのためである。

そのため、国初から排仏崇儒の理念を標榜している李朝国家としては、まず諸般の祀神行為を「淫祀」と規定して排撃

する一方、宗法思想の普及に大きな力を注いだ。それとともに、とくに高麗末期の「添設職」の濫用などによって大量に官吏へ進出した郷吏群を一部減らしたり、又は、郷吏の士族との身分的区別をより厳しくするなど、積極的な行政的措置を行なった。

即ち、この時期に李朝国家は、士族士族らによる自律的な村落秩序の確立を待つことよりも、地方の守令に絶大な権限を持たせ官権一辺倒の統治体制を敷こうとしていた。例えば、前衙官の赴京侍衛の制度化や国初の留郷所の廃止もその一つの表われであった。さらに、世宗朝初めには、

刑曹啓：且府史胥徒之告官吏、品官吏民之告監司守令者、受而理之、知所告之虛實然後、在上者不論、訴告者加罪、未便、請自今、非干係宗社及非法殺人者、勿受、杖一百、流三千里、從之。（世宗實錄四年二月庚寅条）

とあり、守令に対する在郷品官や郷吏の対抗を一切封鎖しようとする強力な立法措置まで取られていたことがわかる。この措置は、当時の郡県整備過程において地方土豪勢力を抑制するためには不可欠な条件であったが、これの庇護下で恣行された守令の非行も次第に大きな社会的問題となった。実際、国初の守令らは留郷品官と身分的に変わりなく、ときには品官の方が実職ではないが、品階上、守令よりも上位者である場合や登科士類でない守令すら派遣されるなど、その権威及び資質などの面において非常に不安定であった。

そのため、国王直属の察訪・御史などの監視官を派遣して守令の非行を索出・監督したが、あまり成果がないので、やむをえず同王十三年には上記の立法措置を部分的にでも修正せざるを得なかった。即ち、守令の「枉辱父母」・「収奪職牒」・「濫差徭役」・「侵奪民田」・「田地奴婢誤決」などについて、被害者が直訴した場合のみ従来の一切勿受の原則を緩和してそれを受理するようになった（世宗實錄十三年三月丙子条）が、この場合にも守令の罪過は問われず、そのまま留任されるのが普通なので、依然として守令の非行は増大一路にあった。そして「近年以来、守令貪酷、加倍於古」（同十九年六月已未）という現状を打開するために、ついに世宗二十九年にはこの守令告訴禁止法を事実上廃止してしまうことになる（同二

十九年二月癸丑。

一方、このような世宗年間にも留郷所が再び設置されるが、国初のそれとは違って、「一、留郷所、設立本意殷、專為糾察惡吏」〔郷憲〕第一卷留郷所節目条世宗十年六月〕とあり、主に郷吏らによる守令及び朝官に対する凌蔑行為を規制するためにつくられた半官製的性格のものであった。なお、それには、

品官等不顧本意、假杖權威、反為作弊、今後乙良、所在官守令及京在所、嚴加痛禁（同上）

とあるような品官作弊に対する制裁条項が強められているうえ、「留郷所作弊禁防節目」まで設けられていた。又、もし、彼らによる守令告訴が起きた場合、その郡県に対しては、「知官（郡）以上降号、県官降為属県」（世宗実録十一年五月丙辰）というような行政措置も用意されていた。この郡県の格下げは、それに配属している郷吏は勿論、そこを本質としている当時の土姓士族にとっては同族全体の威信と名譽に係わる重大事である。従って、この土姓士族（『留郷品官』）からなる留郷所の活動とは主として官権の行使に補助する立場に止まり、ときには守令と結托してその手先になる例すらみられた。即ち、世祖末頃になると、留郷所が再び革罷されるが、その理由をみると、

州府郡県、各有土姓、其在京從仕者、謂之京在所、京在所挾其居郷土姓剛明品官、為留郷所、其来已久、在世祖朝、忠州民告其州守令、其時留郷所、以守令告訴為不可、侵其人太甚、乃至上聞、以此罷之、非他故也、（成宗実録十三年正月辛卯条）

とある。これによれば、国初の如き守令に対する凌蔑行為からでなく、逆に守令と結托して郡県民を討索するためであることがその間の事情を物語っている。そしてまた、この結托が発展して同王十三年に、

在世祖時、李施愛叛乱時、永安道各官留郷所品官、一聽施愛指嗾、擅殺守令教授、故世祖洞照其弊、並革之。（成宗実録十九年五月乙亥条）

とあるように、李施愛（会寧府使）の叛乱に永安道各郡県にある留郷所の品官らが多く加担して中央権力に反抗する例すら

発生したので、それ以降、各地方の土姓士族による留郷所は悉く撤廃されていた。

〔2〕では、以上のように李朝国家が当時の留郷所の活動を極力抑制し官権優位の郷村政策を取った理由はどこにあったのか。

(A)まず第一に考えられるのは、当時の李朝権力を形成している中央官僚層の性格についてである。即ち、国初からの中央官界は、専ら高麗朝の旧臣及びその後裔で、新王朝になってからは、「開国」・「定社」・「佐命」功臣など、数回にわたる功臣褒賞によって新しい権力層となった、いわゆる「勲旧派」により掌握されていた。そしてまた、彼らには功臣策定や官職昇進のたびに大量の田地（功臣田・別賜田など）と奴婢が賜給されるが、そのほかにも実際、多数の私奴婢や田地を所有している者も多かったから、全体的に「勲旧派」は主に奴婢労働に依存する大土地経営、いわば初期の農莊制経営の主体勢力であったといえよう。

(B)これに対して留郷所の設立運動を推進していた在郷品官、つまり、土姓士族は改編される郡県ごとに対応して本貫を定めながら、そこに定着し、その経済的地盤を主に公田での没落・零細農民（良民）の佃戸経営を利用する、いわば並作制経営に置いていた。そして一方、身分上やその土着的性格からみて、まだ、従来の郷吏層と殆ど区別しがたい側面をもち、中央官界に同族の成員を送り込むことによって朝廷との政治的なパイプを保っている、のちの「士林派」のような土族の地位にまでは今一つ到っていない過渡的な立場にあった。が、郷吏とは並作制経営という同一の経済的地盤をもつ在地地主である点では共通していた。

他方では、国初から地方官制の全面的な確立、宗法組織としての同族村の成長などにより、土姓士族は郷村内部での「来姓」・「続姓」などからなる新来人の増大に備えて、とくに続姓となった郡県郷吏らが執行している祀神行事を「淫祀」として排斥し、又、単なる行政実務者となった郷吏に対する身分的優越を誇示する必要からも、彼らを中心とする郷村秩序、一つの新しい支配機構を組織しなければならなかった。この点に、土姓士族による留郷所の本来の姿があったはずだ

が、国初から度々、留郷所は土姓士族の土着的——在地地主的——性格のために勲旧派からなる中央権力によって廃止されがちであった。それは士族身分の確立よりも在地地主的の性格が勲旧派にとつては常に危険視されていたこと、殊に世祖朝になって留郷所が士族階級の利益の必要性から官権にいかにか密着しようとしても、結局は、農莊制と並作制という相異なる経済的地盤からくる対立関係によって規制されてしまう例をみても明らかである。このような対立関係は、なによりも国初から李朝権力によって強力に推進された「並作制禁止令」に最も典型的に現われている。例えば、「在外品官・郷吏、有影占良民者、限今年十月、許令自首、当使免罪、過期不首、為人所告者、坐以重罪」(定宗実録二年七月乙丑条)、「品官郷吏、広占土田、招納流亡、並作半収……一行禁断」(太宗実録六年十一月己卯条)とあるによれば、地方の品官は郷吏とともに良民を影占・容隠して並作制経営を行うことを早くから固く禁じられていたのが知られる。

つまり、李朝初期においては性格の異なる二つの生産関係——即ち、一つは、貴族・中央官僚と奴婢との間の「農莊制的生産関係」であり、もう一つは地方の土姓士族や郷吏などからなる在地地主層と佃戸との間の「並作制的生産関係」である。——が存在し、すくなくとも国初からしばらくは前者の関係が支配的で、並作制が従属的な相互の関係から次第に段階を追って両者の内実と相互関係が変化しながらも、この二つの関係が時期により地域により様々な形態を示しつつあり、初期社会における政治的動向の土台を形成していた。^⑪ 留郷所の復立問題はまず、並作制的経営の進展、そしてそれに基礎づけられる土姓士族の中央官界への進出という、新しい段階に到るまで待つしかなかったし、その間、鄉村秩序は官権一辺倒的な政策によって維持されるばかりであった。

〔3〕 並作制禁止は世祖朝から部分的に解除されるが、ついに睿宗元年には国家自ら国屯田に並作制を用いることにより完全に合法的かつ支配的な生産関係として確立される。^⑫ そして地方の土姓士族がいわば金宗直一派を中心にして大挙して中央官界に進出したのはその数年後の成宗朝であり、留郷所の復立運動が再開されるのもこの時期である。この復立運動は勿論、世祖末に廃止された留郷所を復活させるのにその目的があるが、とくに金宗直一派の留郷所に対する提議はも

はや旧制の復活というよりも、朱子学的な郷村教化策である「郷射」・「飲礼」の実践を通じて在地地主中心の地方自治体制の確立を目指すものであった。^③

前述したように、世宗・世祖年間の留郷所は主に守令を告訴し又は凌蔑した猾吏・姦民に対する規制ないし官権行使の延長としての役割にその焦点を合わせていたのに比べ、金宗直一派からなる士林派の主張する復立留郷所の趣旨は、

臣等伏望、国家之設留郷所、所以糾正郷里之風俗也、郷里之不孝不悌者、留郷所可以糾之、郷吏之不睦不姻者、留郷所可以繩之、驕奸謀而愚弄守令者、則可以制之、仮官威而侵漁百姓者、則可以懲之、其有関風教大矣。 （成宗実録十七年

十月丙申条）

とある如く、まず村秩序を破る者を皆、糾正する権限をもつ自治機構として提議されていた。なお、郷吏に対しても従来のような対立相手としての規制でなく、基本的に郷村の構成員と認めながら彼らの村秩序を乱す不睦・不姻行為については制裁を加える、ということである。が、復立論において最も重要視された課題は、「不孝・不悌」者に対する規制活動である。即ち、成宗朝になると郷村内部には土姓士族を中心とするかなり多くの同族村が形成しており、家礼の実施も相当に促進されていたから、とくに家父長的家族からなる同族村の共同体的規制において一番大きな現実問題はやはり不孝・不悌・不睦・不姻・不任恤などによる村秩序の紊乱であろう。例えば、金宗直の「近者子毆其父、其父訴官者有之、其傷風敗俗、至於此極」（成宗実録十五年一月乙未条）、成健の「士族兄弟、不相和睦、又不味庶人、此非他、專以奴婢財産而然也」（同上）とあるような上啓文などによれば、とくに財産相続をめぐる父子兄弟間の不和が非常に多い。つまり、留郷所の復立論に反映している士林派の基本姿勢は、自分らの本貫地の郷村自治を官権の行政的方法でなく、同族間の自律的秩序、即ち、その共同体的意識にその解決策を求めていたことである。この復立案は何回の失敗を経て、成宗十九年に「留郷所於維持郷風有益」（成宗実録十九年三月丙寅条）という点で一応採択される。が、士林派の描いた村落自治的性格がその通り実施されるには、なお、多くの時日が必要であった。実際、士林派の要求する復立策は彼らの影響力が強い嶺南

（慶尚道）一帯にしか実現されず、ほかの地方での留郷所は勲旧勢力によって掌握され、彼らの本貫での勢力地盤を構築するための手先機関になりがちであった。留郷所の復立が決定されてから、二年後、

国家設立留郷所者、欲使糾正鄉風也、今之留郷品官、不務糾正風俗、徒事立威鄉曲、以濟其私、非徒無益、適足為害、請革之（成宗實錄二十一年十一月戊戌條）。

とある如く、復立運動の推進者である士林派自ら、その留郷所撤廃ののろしを挙げざるを得なかった。即ち、留郷所を通じての郷村支配は、勲旧・士林派を問わず、自分たちの本貫地である郡県での勢力地盤を確保するという点で非常に重要な事柄であった。とくに留郷所を総管する京在所制度を利用して、中央の勲旧勢力は母や妻の内外郷の留郷所まで管掌することができたので、多くの地方での復立留郷所は士林派の企図する郷村自治機構とは程遠いものとなり、やがて士林派系列の生員・進士らは「司馬所」という独自の組織をつくりこれに対抗しようとした。^⑭これと同時に、士林派は中央での政治目標を主に勲旧派の権貴的姿勢や非行に対する攻撃に転換した。^⑮そしてこの士林派の政治的挑戦を受けた勲旧派が、その報復行為として引き起したのが燕山君四年の「戊午士禍」である。勲旧派が士禍の初めから司馬所に弾圧を加えたのも、それが士林派の勢力地盤であるからであった。それ以降、燕山君十年に「甲子士禍」、中宗十三年に「己卯士禍」、明宗元年に「乙巳士禍」という、一連の士林弾圧事件が継いで起る。

その中でもとくに、「己卯士禍」の対象となった趙光祖一派の中央官界への登場は、地方の士姓士族からなる在地地主層の利益を代弁する士林派が既成の勲旧勢力に対抗できる程の大きな政治勢力として成長したことを意味する。即ち、彼らの改革によりこれまでの留郷所運動の延長としての呂氏郷約の普及、家廟設立などの家礼の確立、そして「賢良科」採用による科挙官人制の実施などがほぼ実現され、その結果、地方の士姓士族は中央官界に大挙して進出することが可能となり、それと同時に本貫地での支配身分としての士族、いわば「両班」身分に完全に定着しえたのである。又、趙光祖一派の出現は士林派の地盤が嶺南だけでなく、畿湖地方にも及んでいることを物語る。己卯士禍以降、士林派の官界への進

出は、一応、沈滞するが、その半面、各地には家礼や宗法思想が盛行し数多くの同族村がこの時期に形成される。そして士林派の大部分が本郷に戻って学問と教育に励む機会をもつこととなり、李朝末まで大きな影響を残した、徐敬徳・李彦迪・金麟厚・李滉・曹植・奇大升・李珥・成渾などのような大学者が輩出されるのもこの時期である。つまり士林派は帰郷して本郷での勢力地盤を築き、鄉村秩序の確立のために全力を傾ける一方、これらの諸大家を囲んで門人・師友関係、さらには、学派をも形成し強力な士林諸派を編み出すこととなった。それらが明宗朝以降からの中央官界の中心勢力となると同時に、各地方での主導的勢力として君臨していく。そして中央官界と各地方とを連結させるために、士林派が自主的につくり出した組織が、「郷約」と「書院」である。

- ① 留郷所については、周藤吉之「朝鮮における京在所と留郷所に就て」（加藤博士還暦記念東洋史集説一九四一年）、柳洪烈「朝鮮郷約の成立」（『震檀学報九・一九三八』）李泰鎮「士林派の留郷所復立運動」（同三十四・五、一九七二・三）などを参照されたい。
- ② 武田幸男「淨兜寺五層石塔造成形止記の研究」（『朝鮮学報25・一九六二年』）を参照。
- ③ 閑良又は品官などという、初期の士族についての研究としては、千寛宇「麗末鮮初の閑良」（李丙憲博士華甲記念論叢一九五六年）、浜中隆「麗末鮮初の閑良について」（『朝鮮学報四二・一九六七年』、韓永愚「麗末鮮初の閑良とその地位」（『韓国史研究四、一九六九年』）などが詳しい。
- ④ 太祖実録二年十二月乙巳条、又は太宗実録十三年六月乙卯或いは十四年一月癸巳条、世祖実録二年五月乙亥条など、
- ⑤・⑥ 詳しくは李成茂「朝鮮初期の郷吏」（『韓国史研究五、一九七〇年』）
- ⑦ 「命阿府以下前衛品官、常居京衛王室」（太祖実録六年四月乙巳条）
- ⑧ 世宗実録十六年十一月癸巳条
- ⑨ 「無知人民、狃於告訴之禁、且官吏不罷、仍旧在任、故所告雖少、遭虐必大、民皆含嘆不言、冤抑莫伸：」（同二十九年二月癸丑条）
- ⑩ 周藤吉之「麗末鮮初に於ける農莊に就て」（『青丘学叢』十七、一九三四年）
- ⑪ 拙稿「李朝初期における並作制成立の歴史的條件」（『東洋史研究三十三巻四号、一九七五年』）
- ⑫ 「伝言戸曹曰、諸道諸邑屯田、自明年聽民耕稼官収一半之利」（『睿宗実録元年六月甲子条』）
- ⑬ 詳しくは、李泰鎮・前掲論文参照
- ⑭ 世宗実録十七年九月乙巳条
- ⑮ 「李濟臣曰、外方生進、各其官門近地、設司馬所、儼然一衙門、圧倒留郷所、至凌質土主、而南尤甚：」（『文獻備考・職官考二十二』）
- ⑯ 例えば、成宗実録二十三年十二月庚子条によると、李穆らによる上啓文には尹弼相とその一族の権貴化に対する攻撃で満ちている。
- ⑰ 「己卯諺賢、稍欲有為、而謫鋒所触、血肉糜紛、繼以乙巳之禍、慘於己卯、自是、士林狼顧、脅息以苟活為幸、不敢以國事為言」（『栗谷全書・万言封事』）

三、郷約及び書院の性格とその歴史的意義

〔1〕 以上のように、初期社会では、性格の異なる二つの生産関係、そしてそれに経済的に基礎づけられた相反する二つの政治勢力が対立しながら、ともに当時の郷村秩序を規定していた。従って、土姓士族ないし士林派自らが構成する留郷所はつねに官権により抑制され、その活動も郷村外部の力を借りて郷風を矯正する教化的性格に止まり、ときにはむしろその官権の延長としての役割すら担っていたので、ついで郷村内部の自律的秩序を反映する自治機構にはなり得なかった。とくに燕山君の暴政や土禍の続発という政治的混乱は民心や風俗の破綻を招いたので、士林派としては単なる教化策よりも、もっと具体的な養民之策としての新たな郷村秩序確立の必要性に迫られた。そこで、早くから留郷所のかわりに、「呂氏郷約」を実施しようとする見解が士林派のなかから徐々に唱えられはじめた。中宗十三年にも、儒生金仁範、慶尚道觀察使金安国などが呂氏郷約の施行を積極的に請願している記事がみられるが、それが本格的に実施されるのはやはり趙光祖一派の改革運動以降のことである。しかし実際、土姓士族を中心とした同族村の急激な増加によって呂氏郷約の原則だけでは当時の郷村事情は解決されず、より現実的規律を織り込んだ新たな郷約が常に要求された。

いち早く、松田甲氏は「李朝時代の郷約」^②を定義して、地方における名望のある、有力な士林即ち両班及び儒生らが、各々その一族、門徒、隸民からなる団体の中に儒教を基礎とする強制的条目を設け、これに拠って風教の維持、生業の安泰をはかるものであり、その本質は郷党相和の私約であるが、その半面、両班・土班・儒生らによる他の地方人民を服従させるための威令ともなり、結局、官治に対する自治の規約である、という見解を示している。

又、金斗憲氏も、「郷約とは、郷党の約束で一種の地方自治団体である。が、ここで特に問題となるのは、それが血縁的共同社会に深い因縁のもつバミリスムと密接な関係にある点だ」^③と、述べている。つまり、両氏とも郷約の特質を、それが土姓士族からなる同族集団の宗法秩序に基づいており、又、それ自体は土姓士族による一つの郷村支配体制である、

という点に求めていたと推測できる。

最初に、当時の郷村実情を反映して制定されたのが、李滉の『礼安郷約』^④である。この郷約の特徴は呂氏郷約の四大綱目——「徳業相勸」・「過失相規」・「礼俗相交」・「患難相恤」——の中でも特に「過失相規」の条項を具体化させ、その違反者に対する罰則を綿密に定めている点である。また、その罰則は主として族道徳の違反行為を対象としている。例えば、「父母不順者」・「兄弟相斗者」・「家道悖乱者」・「守身孀婦誘脅汚奸者」・「親戚不睦者」・「正妻疎薄者」・「婚姻喪祭無故過時者」などがその代表的な例であった。当時の郷村秩序においてなによりもまず同族成員の結束や規制が重要であったから、それだけの現実問題を吸収していたと思うが、違反者に対する罰則の強化ばかりでは一時的な成果しか挙げられず、より複雑多様な郷村秩序や生活を維持するにはやはり不十分であった。そのため、礼安郷約を受継いで実施する場合は度々その内容に必要な別項を増補させる例が多かった。^⑤

次は、宣祖四年に清州で当時の牧使である栗谷・李珥によって自撰施行された『西原郷約』である。その内容は従来のものと変りなく、又、栗谷自身も経済的地盤が安定している一部の地域を除いては、これの普及による教化策よりは郷村生活を安定させる養民施設が先決問題であることを根強く唱えていた。それから六年後、海州に隠居してあらためて制定施行したのが、末期までの各地の郷約に絶対的影響を与えた『海州郷約』である。^⑦その内容からみても李朝郷約の中で最も完璧なもので、とくに特徴的なことは当時の地方郷俗を汲みとって実生活に即するものにした点である。体系構成上、呂氏郷約や礼安郷約を模倣してはいるが、従来の留郷所の活動事項や当時の村落内部で盛行している土着的扶助組織である「契」を用いて具体的に活用している。^⑧

なお、栗谷は「海州一郷約束」を構想し、海州一帯の行政区画を「一大隣保」として成立させ強力な制裁力をもつ自治機構にするところまで、郷約の実施範囲を拡大しようとした。それ以降、「郷約」は基本的に地方官の駐在する郡県単位に設けられるが、実際、族道徳の厳守を核心とする郷約の本質から各々の同族又は村落共同体がそれを簡素化して自らの

共同生活の指針とする例が非常に多かった。^⑨即ち、郷約は宗法に基づいて同族の共同財産の設定やその共同管理又は利用の面まで及んで、その共同体内での自律的規制を強化し、その中に小農民の再生産活動を定着させる、という村落共同体の生産的機能をも背負うようになった。

このことは、栗谷が郷邑一団の経済的互助や救恤のために講じていた「社會契約束」の一端にもよく表われている。このため、栗谷の郷約が後期社会に及ぼした影響は実に莫大なものであった。とくに肅宗朝より英・正祖朝に至る李朝後期の繁栄期には、各地で勵行された郷約は全部栗谷郷約を受け継いでおり、当時の同族又は村落の自治的機能もその質・量的な意味において一番発達していた。

このようにして、全国各地に郷約が普及された結果、李朝の鄉村秩序は次第に土姓土族ないし士林派を中心とする同族共同体内部での宗法や家礼の実施と表裏一体のものになる一方、ついに郡県の範圍に拡大された本格的な地方的自治体制が実施されるようになった。

他方、兩班土族による支配体制としての矛盾も増々露骨化して丁茶山の『牧民心書』に、

土豪郷族、差為執綱、自称約長、或称憲長、其下有公員・直月等名目、專擅郷權、威勅小民……官又以公牒委之郷約、使之查報、悖其勢作奸、綱有紀極、〔牧民心書〕卷七教民条

と指摘されているように、「土豪郷族」のための一種の特権的機関となり、それに地方官すら関与できない程、その社会的弊害が大きな問題になるが、それは末期に到ってからのことであり、実のところ族道德の宣揚と地方自治精神の涵養という点での郷約の役割は至大なものであったといわざるを得ない。

〔2〕この郷約と相並んで、土姓土族ないし士林派の地方社会での活動を集結し、なお、それを一大の政治勢力として成長させたのが、「書院」である。書院とは、同族の子弟らを教育する「齋」と祖先或いは先賢先師を奉祀する「祠廟」が結合して成立したものであって、いわば高麗朝以来の門閥的教育制度より一歩進んだものともいえ、中央の「国学」各

郡県の「郷校」以外の私設的な教育機関という特質をもっている。そのため、柳洪烈氏は李朝の書院を評して、「高麗朝における寺院と同様、国家政策に因る時代的産物である」といい、書院の性格を支配者哲学を提供する機関であると規定していた。事実、書院の役割は寺院のそれと近似せる側面もあるが、両者のもった社会的地盤と実践内容は質的に異なる。李朝国家が儒教を国是とし、それを奨励するために一郡一校主義を採用していたが、官吏紀綱の弛緩や科挙法の紊れ、教授・訓導の不足及び無資質などの理由で次第に衰退し、又、その需要を充たし得なかった。そこに書院発生の契機があるが、殊に官学が衰微の極に達した中宗年間に至って最初に書院の出現をみる。

即ち、書院の場合も、士林派によって郷約の普及運動が着手される中宗朝に慶尚道豊基郡守である周世鵬が、その任地に、朱子学を導入した功労者とされる高麗末の安珦を享祀する祠宇を書院として郷校文廟の規模に倣って建てた「白雲洞書院」を以てその嚆矢とする。が、書院の発生も郷約と同様、各地での土姓士族の成長やその自治活動の展開と非常に密接な関係をもっている。まず、前節にも述べたように成宗朝には「留郷所」が郷風を糾正する機能をもはや果し得なくなつたので、士林派は地方での活動を互いに連絡し、又、団結するために新たに「司馬所」を組織するが、士禍などによってその活動には自ら限界があった。

とくに、士禍の発生は、士林派の隠遁生活を余儀なくさせ、士林派をして郷里に定着し性理学を講究する一方、精舎書堂などの私学を開いて子弟の教育に専心せしめるよい機会となった。この私学こそがのちの書院にまで発展すべき土台となるが、はじめには、それよりも当時の社会的背景からみて地方の士林はこのような精舎書堂に集合するしか郷村活動に基礎づける道はなかった。他方、中宗年間には、崇賢尊師の思想を展開し、「…可使夢周・宏弼從祀文廟、明東方万世道学之重、而庶斯民知有所定也、斯道幸甚、士林幸甚」（中宗実録十二年八月庚戌）とあるように東国（朝鮮）学者をも文廟に從祀せんとする運動を始めるが、鄭夢周（高麗末の忠臣で性理学の大家）を除いては多く目的を達成せられなかった。そのため、とくに士禍により犠牲にされた金宏弼・鄭汝昌などの士林派の先賢を祠宇に別祀しようと運動を起し、さらに国家よ

り公認された郷賢の祠廟の設立を実現するに至った。この郷賢の祠宇が私学と結合して書院を形成するが、のちの書院が多く忠烈祠・郷賢祠・賢孝祠などの別名をそのまま保存しているのもこのためである。

そしてまた、白雲洞書院の出現に先立って、

臣意、忠清江原全羅各一道中央、慶尚左右道、各得一大寺刹、聚道内名儒、勿論生員進士、歳以四仲之月、分上下齋、読書年例…。(中宗実録三十五年七月乙亥条)

とある上疏文などが提出されていることをみても、当時の士林有志の中にはすでに官学の不振に絶望し、これに代るべき何らかの新しい教育の場を願望し、各地に分散している儒生を一カ処に集め講学蔵修に専念せしめる機構を積極的に追求していたことが知られる。

周世鵬による白雲洞書院はこのような時代的背景から生まれたもので、当然、在野の儒林社会に大きな刺激を与え、各地の儒生を継続的に集結させた結果、それ以降、多くの書院が次々と出現しはじめた。とくに士林派の中央官界への再進出が活潑となる明宗朝にあって、白雲洞書院は国家より『紹修書院』という勅額及び書籍・奴婢・田地などが下賜されるようになり、それが国家が自ら地方の自治的私学を公認するという、いわば『賜額書院』の始まりとなった^⑧。その上、書院に対する監司守令らの煩雑な干渉を制限し、そこでの儒生の講学読書の自由を最大限に保障した^⑨。従来、士林の集会所であった司馬所などは、ややもすれば国政を誹謗し士習を汚損するものとしてその解散が強制されたことに比べれば、書院の場合は格段の違いがある。

このことは、当時の国家が官学の退廃に伴なって人才の拔擢や郷約の施行とともに士風の振作上からも、書院のような私的教育機関の出現をいかに渴望し、従ってそれに対していかに寛大な態度を取っていたかを物語る。

それ以降、李朝国家は各都県の郷校を廃止する一方、由緒のある書院には請願によって扁額を給し、又、「書院田」^⑩を与えて奨励しながらその繁栄を促進した。

表Ⅲ＞ 著名同族と書院の年代別発生数
 村（926カ処）と書院の年代別発生数

書院	著名同族村	年代別					
		15 C 以前	15 C	16 C	17 C	18 C	19 C
一	六七	一四九	二二五	三四〇	一一三	三三一	
二	七八	三六二	一九三	六			

ら追仰され、なお、郷村員に対しては支配的立場を保つことができるので、続々と書院を建てた。（表Ⅲ参照）

そしてまた、その書院を儒林相互の集会所にしながら、逆に国家に迫って扁額・田土・奴婢・書籍などの給与を請願するのが一つの常例となった。明宗朝以降、中央政界はすでに士林派によって執権されていたので、これらの請願が殆ど受け入れられ続々褒典を示していた。その結果、士林政治の内紛である「四色党派」の絶頂期の肅宗年間（二六七五～一七二〇）には三七〇院も発生し、一道に八、九十カ処を数えるほどの書院が設立されるようになった。^⑮ 又、李朝全期を通じて設置した書院の総数は六八〇院に達し、その内、二七六院が国家より賜額された。^⑮ 書院は国家より賜額されることによって名実共に書院として完成するが、その組織の名称や役割などは契や宗規のそれと非常に似ている。書院の場合もまず『院規』が制定されており、又それを執行する院長・講長・斉長（『代表』）及び有司・執綱・掌議（『幹事』）などの任員制が設けられている。そして先賢先師を奉祀する祠廟を中心に、その前面の東西に兩齋をおいて儒生の宿所とし、講学を行う講堂も建てていた。祠廟の祭祀は普通春秋二回行なわれていた。院生はまず司馬（生員・進士）に優先権が与えられており、免役の特典をも持っていた。募入儒生数は初めは約二～三〇名であったが、のちには賜額書院二〇名、未賜額書院一五名と明文化した。^⑯ さらに、賜額書院だけに与えられる免税田三結に加えて各儒林の出財、守令監司よりの属公田の寄進、各地の有力者らの寄附などによって各書院は莫大な土地財産をもつようになった。

このようにして土姓士族ないし士林派の私設的教育機関としての書院は郷校の代りに各郡県の公認された教育機関となるが、他方、地方儒林の集結所でもあって当時の有力な政治団体の性格も帯びていた。例えば、

そのため、各地の土姓士族ないし士林派はその後相繼いで縁故ある先賢や中始祖を担ぎ出して書院の奉祀者とし、或いは、成員中の儒生を書院に述って学問を精進させ官界への進出を計らうなどによって、郷村が

各州県、殆有一書院、其外書院、亦不計其數、為章甫棲息之藪、初但講論道義、漸至評判朝政、一人先唱、衆口同声、
伝檄国内、數旬皆遍、後遂以私怨、各樹旗鼓、一進一退、朝廷之上如潮汐、此本邦党派始也。

とあるような記録は当時の書院の政治的性格を如実に報告している。即ち、政治的には書院の儒生は中央政界と結託し、時には自分らの党色門閥と氣脈を通じて政治的与論を起し、又「清議」なる風を起しては内外の官吏を苦しめることが非常に多かった。又、経済的にも多くの書院田を設けた上、なお、免税の特典を不法に行使したため国家収入に大きな損失を与えていた。そして郡県的一般郷村員に対しては一つの支配機構として、また、士林には彼らの代弁機関としての役割を担っていた。

① 中宗実録十三年四月己巳条

② 松田甲「李朝時代の郷約」九五頁（続日鮮史話第三編）

③ 金斗憲『韓國家族制度研究』第二章第二節（ソウル大学校出版部一九六九年）

④ 退溪集卷四二・雜著參照

⑤ 朱子大全卷七四、増損藍田呂氏郷約序

⑥ 例えば、英祖朝の遠城郡公山面新武洞の洞約（崔興遠による）

⑦ 栗谷全書卷十六・雜著

⑧ 例えば、「海州郷約」の〈礼俗相交〉・〈患難相恤〉条の諸項目は契約の形態をとっている。「契員有過三年喪者、則亦如賀礼慰之」、「契中当身之喪、則給米六斗」などがそれである。

⑨ 例えば、長興郡冠山面冠山魏氏村の「社中約講契完議」などがそのいい例である。

⑩ 柳洪烈「朝鮮に於ける書院の成立」(丘)（青丘学叢第二十九号一九三

七年）

⑪ 詳しくは、小田省吾「朝鮮教育制度史」（朝鮮史講座分類史）參照。

⑫ 成宗実録十一年三月辛丑条などに多くの実例がみられる

⑬ 燕山君日記一年五月庚戌条など

⑭ 燕山君日記四年八月癸酉条

⑮・⑯ 明宗実録五年二月丙午条

⑰ 詳しくは、関内河「朝鮮書院の経済構造」（大東文化研究第五輯一九六六年）

⑱ 「肅宗八年：大司成金万重疏曰、書院之設、一道之有八九十者、宮室之美、守護之盛、往々踰越聖廟、広占土田、多取閑丁、群聚遊談、徒事鋪綴云々」（『文獻備考』学校考）

⑲ 善生永助『朝鮮の聚落』(丘)（一九三五年）五七一～二頁

⑳ 柳洪烈・前掲論文(丘)（青丘学叢第三十号）

㉑ 朴齊炯『朝鮮政鑑』の中から引用

おわりに

以上の通り、李朝初期に改編された郡県制は一方、専制権力による地方官制の確立過程であるには相違ないが、それよりも本質上、それを「本貫」地としながら自己を形成してくる土姓士族、とくにその同族集団によって構成される村落共同体の成長により規定され、又、それを支えにしたからこそ、その地方支配を全うすることができた体制であった。即ち、単なる専制支配の遺制でなく、そういう形態での経済的強制ないし権力のあり方として、個別的な小農民経営の発展に基づく新しい生産関係、さし当り並作制にその経済的地盤をもつ同族共同体の成立やその政治的・自治的機能の確立など、基本的には「封建的」となった社会構成の上部構造として機能しているものであった。しかし反面、土姓士族ないし士林派の中央官界への持続的な志向性の中には専制的形式が廃絶されたのでなく、彼らによる鄉村秩序の確立のなかに横たわっている「私的」支配・隷属関係——とくに地主・佃戸関係——を存続させるためにはなお、継承され利用されていた。

つまり、新旧勢力に対抗する「留郷所」復立運動を経て、「郷約」「書院」の確立に到るまでの士林派の政治的・自治的機能の成長の内にはつねに、ほかの鄉村構成員に対する一つの支配機構や体制としての特質が貫かれていた。また、端的にいえば、郷約が土姓士族ないし士林派の家憲又は宗規の族道徳に基礎づけられ、その外延作用として全村及び郡県にまで広まったものであれば、書院は士族一門の家廟と書堂の役割がまた郡県単位にまで拡大された私設教育機関であったと言つてよいだろう。従つて同族集団の内部での不平等の秩序や多様な階層を含んだまま、それによって規定される村落共同体はそれを増幅させ内部に制度化しながら、全体としていわゆる村落自治を形成したのである。

The Establishment of the Clan Community and the Centralized Local Administration of *Ri* 李 Dynasty

by

Hong-sik Kim

The reorganization of the local administration was a basis of the despotic monarchy of the early *Ri* dynasty. On the other hand it was a reflection of the rural community controlled by *doseishizoku* 土姓士族, native aristocracy. I think it is worthy of notice that the centralized local administration depended upon such a rural community. In this article, therefore, I would like to investigate into the relation between the centralized local administration and the rural community. Investigating into the relation I will pay attention to these points; the forming process of *doseishizoku* and its character; the development of the autonomy of *doseishizoku* from *ryūkyōsho* 留郷所 establishing movement to the establishment of *kyōyaku* 郷約 and *shoin* 書院; dominion of *doseishizoku* over the other members of the rural community; finally the continuous intention of *doseishizoku* to hold a central government post.

John of Salisbury's View of Learning

by

Mineo Tanaka

John of Salisbury marks a distinguished figure in the intellectual activities of the twelfth century. His attitude to the so-called Becket-conflict, his political theory, his varied career as well as his vast descriptions of the various problems of his time, those are all interesting and have well called our attention. But we must not underestimate him as a philosopher or an educational theorist, and in that aspect, I think, his most interesting figure is laid out.

In this treatise, first, I analyze his view of learning. The main theme of his *Metalogicon* is *logica*, which is a valuable asset in all fields of philosophy, but which, if isolated, is nothing but useless and sterile.